

第 10 次鳥獣保護事業計画の基本指針に係る検討課題

1 鳥獣保護事業の充実と強化

(1) 鳥獣保護事業における国の役割など、関係主体の役割の明確化と連携の方向性

○国、地方自治体、事業者、市民・民間団体等の関係主体の役割の明確化

- ・鳥獣を巡る全国的な現状と課題を整理し、鳥獣保護管理の方向と国の役割を示す。
- ・地域の実情に精通しており、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲されるなど、市町村の役割が増大していることから、鳥獣保護管理における市町村の役割について示す。
- ・この他、事業者、市民・民間団体等の役割についても可能な範囲で示す。
- ・国際的な枠組みの下での鳥獣保護に関する調査研究、情報交換、協力等の推進について示す。

○関係主体間の連携による効果的な実施

- ・都道府県内の鳥獣担当部局、農林水産業に係る部局等の連携、更に、隣接都道府県とも連携を図るなど、様々な主体の参画や連携の推進について示す。

(2) 鳥獣の生息状況等に応じたきめ細かな事業の推進

○鳥獣の希少性や由来などによる鳥獣の区分方法と、区分ごとの保護管理の方向性

- ・鳥獣をその希少性や由来、広域的な移動性等に応じて区分する考え方を示すとともに、区分毎の保護管理の方向性を示す。
- ・地域個体群も念頭に、鳥獣の生息状況や生息環境の現状等に加え、農林水産業等への被害の状況等を踏まえた、狩猟鳥獣の範囲等についての科学的な知見の下での定期的な見直しに関する考え方を整理する。

- (区分例) ・希少鳥獣 ・一般鳥獣 ・狩猟鳥獣 ・外来鳥獣
 ・移動性の高い鳥獣 ・要保護管理鳥獣 等

○島嶼部等の著しく生息環境が異なる地域での保護管理の考え方の整理

- ・島嶼部等、地形や気候等の自然環境及び鳥獣の生息状況が他の地域と著しく異なる地域について、地域の区分の考え方や区分毎の保護管理の方向性を示す。

(3) 鳥獣保護区の機能の充実強化

○鳥獣保護区における保全事業の実施(P)

○鳥獣保護区の適切な管理の推進

- ・自然とのふれあいを通じた環境教育の場としての活用について示す。

- ・国指定鳥獣保護区については、国際的・全国的な観点からの計画的な指定、及び鳥獣保護管理のモデルとなるよう、保護に関する指針の充実及び鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた管理計画の策定等適切な管理の推進について示す。

(4) 鳥獣の流通及び個体の取扱いの適正化

○適切な捕獲許可の審査等

- ・目的を偽った捕獲が行われないような捕獲許可申請の的確な審査、また、捕獲個体の処置の適正化について示す。
- ・わなの適切な取扱いを推進するために、捕獲許可の審査基準について検討する。
- ・愛がん飼養対象鳥類の生息状況等を踏まえた適切な取扱いについて示す。

○傷病鳥獣に関する取扱いの整理

- ・野生復帰のための考え方など基本的な考え方の整理、採取データ項目の基準とその活用に関する考え方の整理について示す。

○鳥獣への安易な餌付けの防止

- ・普及啓発等に関する積極的な取組について示す。

○鳥獣と関わりのある感染症への対応

- ・鳥獣に関する専門的な知見に基づく適切な理解の促進等を図ることについて示す。

(5) 狩猟の適正化

○わなの取扱いの適正化

- ・ 特定猟具使用禁止区域(P)
- ・適切な捕獲技術により錯誤捕獲の防止を図るため、わなの適切な設置と見回りの励行を設置者に指導することについて示す。
- ・わなによる適切な捕獲を図るため、構造等について検討する。

○水鳥の鉛中毒の防止

- ・水辺域における鉛製散弾の全面的な禁止に向け、規制地域の設定を一層進めることについて示す。

(6) 鳥獣保護事業に必要な財源の確保

○鳥獣保護事業についての国民の理解の醸成

- ・鳥獣保護管理は、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保や地域社会の健全な発展に資することについて理解を深め、必要な財源の確保について示す。

○狩猟税の適切な使用

- ・狩猟税に関し、地方税法の趣旨を踏まえた鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する行政への効果的な活用の推進を図ることについて示す。

2 特定鳥獣保護管理計画の推進

(1) 広域的な鳥獣保護管理の推進

○広域的な鳥獣保護管理の進め方に関する考え方の整理

- ・隣接都道府県の範囲を越えるような広域に移動する鳥獣の適切な保護管理のためには、関係主体が広域的に連携して特定計画の推進を図る枠組みの強化について示す。

○広域鳥獣保護管理指針

- ・都道府県等における効果的な鳥獣の保護管理を支援するために、国において広域的に保護管理すべき地域個体群について、保護管理の方向性を指針などにより示す。

(2) 鳥獣保護管理における地域的な取組の充実強化

○地域社会における総合的な取組の推進

- ・例えば、市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化するなど、特定計画の地域や年次に応じた下位計画の策定に関する考え方を整理する。

○鳥獣被害を受けにくい地域づくりへの取組

- ・地域的な共通認識のもと、生ゴミや未収穫作物の除去、耕作放棄地の適切な管理、安易な餌付けを行わないことにより鳥獣の誘引要因を除く等、人と鳥獣のあつれきを未然に防止し、鳥獣被害を受けにくい地域づくりに取り組むことについて示す。

(3) 順応的な鳥獣保護管理の推進

○適切なモニタリングの実施

- ・狩猟や個体数調整による捕獲情報や被害防除効果に関する情報の迅速かつ的確な収集及び提供を図るとともに、特定計画の実施状況に係る適切なモニタリングの推進について示す。
- ・特定計画策定地域における狩猟や、被害防止のための許可による捕獲数と、個体数管理目標数との整合性を図ることについて示す。

○モニタリング結果の特定計画へのフィードバック

- ・特定計画の目標を含め、捕獲数や捕獲地域の設定、鳥獣保護区及び休猟区の適正な配置や管理等へ適切なフィードバックについて示す。

(4) 適切な捕獲の推進

○狩猟を活用した保護管理の推進(P)

- ・休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例(P)、適切な捕獲等を推進するための入猟者承認制度(P)

等

○捕獲数の適切な管理

- ・ 錯誤捕獲個体に関する情報収集や放獣を円滑に進めるため、行政と地域住民との日常的な意思疎通を図ることについて示す。
- ・ 鳥獣の保護管理に必要な捕獲を促進するためにも、捕獲個体を資源として有効に利用する方策について、関係行政機関等と鳥獣担当部局が連携協力して検討することについて示す。

3 鳥獣保護管理に関する専門的な人材の確保等

(1) 特定計画の策定や実施等、鳥獣保護管理に資する人材の育成・確保

○専門的な人材の育成・確保

- ・ 国や地方自治体等においては、職員の研修等により専門性の充実に資することについて示す。
- ・ 人材を育成・確保する仕組みとして、国において研究機関や大学等とも連携しながら、専門的知見を有する者や団体等を登録等により活用する制度の構築の検討を進めるとともに、こうした人材の活用に関する考え方を整理する。

(2) 鳥獣保護員の機能の充実・強化

○鳥獣保護員の活動の充実

- ・ 従来の狩猟の取締りに加えて、鳥獣の保護管理に関する普及啓発や地域的なアドバイスが可能となるよう専門的な指導も含めた活動内容の充実、また、鳥獣保護員の活動報告等の鳥獣保護管理への活用について示す。

○採用及び配置に関する考え方の整理

- ・ 科学的・計画的な鳥獣保護管理に必要な専門的知識を持つ人材を公募などにより確保するとともに、鳥獣保護員として必要な専門的知識等の研修等による資質の向上を図ることについて示す。
- ・ 現行の市町村数に見合う人数を目標とした配置にとらわれない柔軟な配置を進めることについて示す。

(3) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成

○狩猟者の鳥獣保護管理に関する資質の向上

- ・ 狩猟免許更新時の講習や狩猟免許試験の内容について、鳥獣保護管理に関連する知識・技術を充実し、狩猟者の資質を高めることについて考え方を整理する。
- ・ 必要な捕獲技術者を確保するための地域連携や、狩猟免許取得の促進につながる方策の検討について考え方を整理する。

注) 斜字下線(P)は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（5月31日現在、第164回国会に提出中）により改正を提案している箇所である。

(参考)

第9次鳥獣保護事業計画の基本指針の構成 (鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針)

I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

第一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化の基本理念と鳥獣保護事業の実施に関する基本的考え方

第二 鳥獣保護事業の具体的実施にあたっての考え方

- 1 生物多様性の保全
- 2 人と自然の共生の確保
 - (1) 特定鳥獣保護管理計画による鳥獣の適切な保護管理
 - (2) 狩猟の役割とその適正化
 - (3) 科学的・計画的な保護管理の進め方
 - (4) 科学的・計画的な保護管理を支える基盤の整備
- 3 地域住民の理解と協力、鳥獣保護事業の普及啓発
- 4 国と地方の役割分担

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第一 鳥獣保護事業計画の計画の期間

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- 1 鳥獣保護区指定の目的と意義
- 2 鳥獣保護区の指定方針
- 3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準
 - (1) 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 大規模生息地の保護区
 - (3) 集団渡来地の保護区
 - (4) 集団繁殖地の保護区
 - (5) 希少鳥獣生息地の保護区
 - (6) 生息地回廊の保護区
 - (7) 身近な鳥獣生息地の保護区
- 4 特別保護地区の指定
 - (1) 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 大規模生息地の保護区
 - (3) 集団渡来地の保護区
 - (4) 集団繁殖地の保護区
 - (5) 希少鳥獣生息地の保護区
 - (7) 生息地回廊の保護区
 - (6) 身近な鳥獣生息地の保護区

(7) 特別保護指定区域

5 休猟区の指定

6 鳥獣保護区の整備等

(1) 管理施設の整備

(2) 採餌、営巣等のための環境整備

(3) 利用施設の整備

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 絶滅のおそれのある鳥獣等

(2) 狩猟鳥獣

2 放鳥獣等

(1) 狩猟鳥獣

(2) 絶滅のおそれのある鳥獣等

(3) 移入鳥獣

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（有害鳥獣捕獲に係るものに限る。）に関する事項

1 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

2 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

(1) 基本的考え方

① 許可の考え方

② 許可に当たっての条件の考え方

③ 許可権限の市町村長への委譲

④ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

⑤ 捕獲物又は採取物の処理等

⑥ 捕獲等又は採取等の情報の収集

(2) 捕獲許可基準の設定方針

① 許可対象者

② 鳥獣の種類・数

③ 期間

④ 区域

⑤ 方法

3 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備

(1) 捕獲隊の編成

(2) 関係者間の連携強化

(3) 被害防止体制の充実

第五 銃猟禁止区域、銃猟制限区域及び猟区に関する事項

1 銃猟禁止区域

(1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区

(2) 静穏を保持するための地区

2 銃猟制限区域

- 3 猟区の設定
- 第六 特定鳥獣保護管理計画の樹立に関する事項
 - 1 計画作成の目的
 - 2 対象鳥獣
 - 3 計画期間
 - 4 対象地域
 - 5 保護管理の目標
 - 6 保護管理事業
 - (1) 個体数管理
 - (2) 生息環境管理
 - (3) 被害防除対策
 - 7 計画の記載項目及び様式
 - 8 計画の作成及び実行手続き
 - (1) 検討会・連絡協議会の設置
 - (2) 関係地方公共団体との協議
 - (3) 公聴会等の開催
 - (4) 計画の決定及び公表・報告
 - (5) 個体数管理の年間実施計画の作成
 - (6) モニタリング
 - 9 計画の見直し改訂
 - 10 計画の実行体制の整備
- 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
 - 1 鳥獣保護対策調査
 - (1) 鳥獣生息分布等調査
 - (2) 希少鳥獣等保護調査
 - (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査
 - 2 鳥獣保護区等の指定・管理等調査
 - 3 狩猟対策調査
 - (1) 狩猟鳥獣生息調査
 - (2) 放鳥効果測定調査
 - (3) 狩猟実態調査
 - 4 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣に係る対策調査
- 第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項
 - 1 鳥獣の保護思想についての普及等
 - 2 傷病鳥獣の保護収容
 - 3 野鳥の森等の整備
 - 4 愛鳥モデル校の指定
 - 5 法令の普及徹底
- 第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
 - 1 鳥獣行政担当職員

- 2 鳥獣保護員
- 3 保護管理の担い手の育成
- 4 鳥獣保護センター等の設置
- 5 取締り

第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 基本的考え方

- ① 許可しない場合の考え方
- ② 許可の考え方
- ③ 許可に当たっての条件の考え方
- ④ 許可権限の市町村長への委譲
- ⑤ 捕獲実施に当たっての留意事項
- ⑥ 捕獲物又は採取物の処理等
- ⑦ 捕獲等又は採取等の情報の収集

(2) 捕獲許可基準の設定方針

- ① 学術研究を目的とする場合
- ② 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合
- ③ その他特別の事由の場合

2 狩猟の適正管理

3 指定猟法禁止区域

4 鳥類の飼養の適正化

5 販売禁止鳥獣等

Ⅲ その他鳥獣保護事業を実施するために必要な事項

第一 鳥獣保護区、特別保護地区に関する事項

第二 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

第三 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（有害鳥獣捕獲に限る。）に関する事項

第四 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

第五 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

第六 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

第七 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項